

入札説明書（入札参加資格事後審査方式）

工事に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札は、入札参加資格の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式により行う。

1 担当部局等

〒996-0002 新庄市大字角沢1366番地 東北農林専門職大学

契約担当 東北農林専門職大学 総務企画課 電話番号 0233-22-1527

工事担当 東北農林専門職大学附属農林大学校 果樹経営学科 電話番号 0233-22-1528

2 入札日程等

手 続 等	期間・期日・期限等	場 所 等	手続の方法
(1) 入札参加資格確認申請	入札公告 5 (1) 及び(2) のとおり	東北農林専門職大学 総務企画課	5 のとおり
(2) 設計図書の閲覧及び貸出し	令和6年9月17日（火）から 令和6年9月30日（月）まで	東北農林専門職大学 総務企画課	6 のとおり
(3) 設計図書等に対する質問受付	令和6年9月17日（火）から 令和6年9月20日（金）まで	東北農林専門職大学 総務企画課	7 (1) のとおり
(4) (3) に対する回答書の閲覧	回答を行った日から 令和6年9月30日（月）まで	東北農林専門職大学 総務企画課	7 (2) のとおり
(5) 開札	入札公告 1 (2) のとおり	入札公告 1 (1) のとおり	8 のとおり

(注) 上記期間は、特に指定する場合を除き、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 入札参加資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から落札決定する時点までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第11号の規定に該当しないこと。」とは、申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても該当しないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しない者は、本入札に参加することができない。

4 入札手続

- (1) この入札は、書面により入札書を提出して行う。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記3の「入札参加資格」を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出しなければならない。
- (2) 提出書類
 - ① 申請書（様式第1号）
 - ② 確認資料
健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書の写しを提出すること。
 - ③ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、県発注機関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。
 - ④ 提出された申請書及び資料は無断で使用しない。
 - ⑤ 確認資料の提出も書面による提出とする。
 - ⑥ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑦ 入札参加資格の確認のため、必要な資料の追加提出を求めることがある。
 - ⑧ 入札参加資格の確認は、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

6 設計図書の閲覧及び貸出し

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

- (1) 閲覧及び貸し出しが可能な設計図書
 - ① 図面
 - ② 設計書
- (2) 閲覧期間及び貸出し期間
2 (2)の期間
- (3) 閲覧場所及び貸出し場所
2 (2)の場所

7 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、2 (3)の期間内に2 (3)の場所へ書面の持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、回答書を2 (4)の期間、2 (4)の場所において閲覧に供する。
なお、回答書に添付書類がある場合の当該添付書類の閲覧は、2 (4)の期間、2 (4)の場所において行う。

8 共通入札説明事項

- (1) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。

この場合は、辞退する入札の工事名、開札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

なお、入札書提出後は入札を辞退することができない。

(2) 入札及び開札

- ① 入札は入札書を持参して行うものとする。
- ② 書面の入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札に係る工事名及び開札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書きして2(5)に指定する場所において提出すること。
- ③ 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。開札は入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて開札を行う。

(3) 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- ② 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ④ 記名押印をしていない書面入札（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 積算内訳書の提出のない入札
- ⑩ 提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
- ⑪ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

- ① 開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内での最低価格の入札者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当

該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

なお、落札者の決定は、開札日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に行う。

- ② 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査のうえで入札の効力を判断する。
 - ③ 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。
 - ④ 最低の価格の入札者が二人以上あるときは、該当する入札者の全てについて入札参加資格の審査を行う。その結果、適格者が二人以上となったときは、場所及び日時を指定したうえで、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (5) 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等
- ① 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、所管課長にその理由の詳細説明を求めることができる。
説明要求は、入札参加資格確認結果通知の日から起算して4日以内（県の休日を除く。）に1の担当部局（契約担当）へ書面を持参して提出するものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
 - ② 所管課長は、説明要求があった場合には、説明要求を受理した日の翌日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (6) 入札の延期、中止等
- ① 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
 - ② 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
 - ③ 適正な入札の執行を期すため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じたうえで入札を執行することがある。
- (7) 契約書の提出
- ① 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (8) その他
- ① 保証契約に基づいて前払金を支払う。
(イ) 中間前払金と部分払は選択制とし、契約締結時に請負者が選択を行うものとする。
 - ② 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
 - ③ 落札者は、契約締結後1か月以内及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。

9 添付書類

(1) 公告文の写し

(2) 申請書及び契約書等の標準様式は、「入札・契約関係様式ダウンロード」ページからダウンロードすることができる。

(アドレス <https://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180030/nk/dl.html>)

東北農林専門職大学長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書

令和6年9月17日付けで公告のありました下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名 令和6年度東北農林専門職大学おうとうパイプハウス一部建替え工事

2 添付書類

(1) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収証